

Zenken通信 (vol. 21)

▽ 今回のお届け情報

Title: 国交省「調査基準価格 上限を90%に引き上げ」

Outline

添付資料P1~3

○国土交通省は、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式を見直して2%程度引き上げるとともに、上限も現行の85%を90%に改定する。
今週末にも各地方整備局に通達し、全直轄工事に適用する。
なお、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の算定モデルも早期に見直す予定。

〔見直し内容〕

- | | |
|---------|--|
| 1. 設定範囲 | $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
(66.6...%~85%) (70%~90%) |
| 2. 算定式 | <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし |

担 当 : 事業企画課 林

調査基準価格2%引き上げ

国交省 上限90%に改定

国土交通省は、低入札価格調査基準価格の算定式を見直して2%程度引き上げ、上限も予定価格の85%を90%に改定する。基準価格の引き上げは2008年に続く2年連続で、設定範囲の見直しは1987年以来、23年ぶり。31日までに財務省との調整が整い、今週末にも算定式改正と調査基準価格の範囲見直しを各地方整備局に通達し、全直轄工事で適用する予定だ。中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）の算定モデルも早期に見直す見通し。金子一義国交相は31日の閣議後の会見で、低入札調査基準価格引き上げで財務相と合意したことに触れ、「ダンピング防止と工事の品質確保を図る」と説明した。

調査基準価格見直し

〈見直し後の範囲〉
 予定価格の7.0/10—9.0/10
 (※予定価格の2/3—8.5/10)

〈見直し後の算定式〉
 直接工事費×0.95
 共通仮設費×0.90
 現場管理費×0.70
 (※現場管理費×0.60)
 一般管理費×0.30

合計額
 ×1.05

※は現行の範囲、算定式

現在の調査基準価格の算定式は、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額に100分の105を掛ける。今回の見直しで、現場管理費の60%を70%とする。予定価格の81—82%で最も多く設定されている調査基準

価格が2%程度引き上がり、83—84%となる見通しだ。調査基準価格を設定できる範囲は、現在、予定価格の3分の2—10分の8・5と規定されており、今回の見直しで10分の7—10分の9とする。予定価格の85%だった上限が、90%に引き上がる。

中央公契連の算定モデルも同様に見直す予定で、地方自治体がモデルに沿って算定式を改定すれば、最低制限価格を90%まで設定できる。

調査基準価格の算定式は08年4月に22年ぶりに見直し、5%程度引き上げた。ただ、その後もさらなる引き上げを求める声が建設業界などから上がり、国交省は見直しの根拠となった品質確保のためのデータに最新のデータを加えることで、今回の見直しにつなげた。設定範囲の改定は、シミュレーションの結果、調査基準価格がさらに2%引き上がることで上限が85%のままでは工事の6%程度が対象外となることから見直した。

低入調査基準価格見直し

範囲上限90%に引き上げ

国 交 省

今週末にも執行通達

国土交通省は、低入札価格調査基準価格の対象範囲引き上げと算定式の見直しを実施する。金子一義国交大臣が31日の会見で、財務省と見直し合意を決定したことを明らかにした。見直しでは、予定価格の3分の2以下と85%としている現行の調査基準価格の範囲を70%と90%へと引き上げるほか、算定式の現場管理費の計上比率を10%引き上げ70%設定する。このことにより、基準価格の最頻ラインが現行の81%よりも2%程度上がる見通しだ。同省では今週末にも各地方整備局や関係省庁に執行通達を出す予定。新基準は今月3日公告以降の直轄工事で適用される見通しだ。

昨年4月の低入札価格調査基準価格の見直しでは、従来算定されていたなかった一般管理費の計上を図ったほか、現場管理費の計上比率引き上げを実施している。

今回見直しでは昨年度に引き続き現場管理費の計上比率を引き上げるほか、調査基準価格の範囲の見直しを図る。範囲見直しは86年度以降23年ぶ

り。調査対象の上限を現行の工事予定価格85%から

5%アップし90%とする。ことで、応札率の最頻値ラインは81%から83%、84%ラインへと2%程度引きあがると試算されている。

ただし、調査基準価格

見直しで平均落札率が短絡的に2%アップする可能性は低い。だが、

予定価格事前公表を導入していない都道府県自治体などの発注工事では、調査基準価格ライ

ン上に応札が集中するため、ダイレクトに平均

落札率が向上する可能性がある。

国交省では執行通達に

続いて中央公共工事契約

制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルへの新基準反映も早急に進める方針。直轄工事での品質確保対策だけでなく、地方自治体発注工事のダンピング対策強化への波及効果も期待されるところだ。

調査格
調価
入札
基準
低基

国交省、2%程度上げ

週内通達 設定範囲は70～90%に

国土交通省は、ダンピング受注の防止と工事品質の確保を図るため、同省直轄工事の低入札価格調査の基準価格を引き上げる。調査基準価格は現在、予定価格のおおむね81～82%に設定されているが、最新データに基づき計算式を見直し、2%程度引き上げる。見直しに伴い、調査基準価格を設定できる範囲も、予定価格の70～90%（従来は予定価格の3分の2～85%）へと改める。財務省と最終的な詰めを行った上で今週末にも各地方整備局に通達し、通達日以降に入札公告する工事から適用する。

このため同省は、財務省とも協議の上、現場の実態に沿って計算式を変更。現場管理費について70%（従来は60%）をベースに調査基準価格を算出するよう改めることにした。同省直轄工事でシミュレーションすると、工事の規模や内容にもよるが、調査基準価格は従来より2%程度上がる見通しという。

今回の見直しにより、調査基準価格が、従来の設定可能範囲の上限（予定価格の85%）を超える工事が増えることが見込まれるため、設定範囲も予定価格の70～90%へと高めた。設定範囲の見直しは22年ぶり。同省直轄工事ではかなり限定されるものの、現場管理費のシェアが特に高い工事の場合には、調査基準価格が予定価格の90%まで引き上げられる可能性があるという。

今回の見直しは、中央公共工事契約制度運用連

絡協議会（中央公契連）の調査基準価格モデルに併せて同省としても、調査基準価格や最低制限価格の見直しを引き続き自治体にも広がる見通し。

自治体に要請する。調査基準価格の運用は発注者によって異なり、自治体の中には佐賀県のように予定価格の90%程度まで引き上げているケースもある。国交省が3月31日にまとめた「地域建設業の振興にかかわる緊急対策」にも調査基準価格の見直しが盛り込まれており、地域建設業者の経営環境が厳しさを増す中、国交省による見直しは、自治体

が調査基準価格を引き上げやすくなる効果もあるとみられる。